

呉市A I等シンポジウム・セミナー企画運営業務委託仕様書

1 業務名

呉市A I等シンポジウム・セミナー企画運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

3 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託契約締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

なお、本仕様書におけるA Iとは、生成A Iを始め、自律的に業務を実行できる「A Iエージェント」、現実世界でロボット等を動かす「フィジカルA I」等、様々な分野において効率性や利便性を大きく向上させる人工知能を指す。

4 事業の趣旨・目的

呉市では、物価高騰に対する、市内企業への従業員の待遇改善及び賃上げ環境の整備を促進するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内の中小企業等へ「中小企業等賃上げ応援奨励金」（以下「奨励金」という。）を支給する。

本奨励金制度では、賃上げ対象期間内の賃上げと呉市が主催するA I等シンポジウム、またはセミナーへの参加が要件となっている。

本業務は、従業員の待遇改善や賃上げ環境の整備に繋がるA I等シンポジウム・セミナー（以下「シンポジウム等」という。）を実施することで、A I活用の有効性や有用性の理解を深めるとともに、その機運を醸成することを目的としている。

5 業務概要

シンポジウム等を開催するに当たり、企画提案を始め、広告宣伝などの参加者を増やす方法や奨励金申請者の参加を徹底する方法の検討・実施、参加者の応募受付、シンポジウム会場及びセミナー会場の設営・運営、動画配信の支援などを行う。

(1) シンポジウムの開催時期等

- ア 開催予定時期 令和8年7月1日（水）
- イ 開催予定場所 広まちづくりセンター3階ホール（広古新開2丁目1番3号）
- ウ 定員数 200人程度
- エ 開催回数 1回

(2) セミナーの開催時期等

- ア 開催予定時期 令和8年7月初旬～令和8年12月下旬
- イ 開催予定場所 市役所等の公共施設
- ウ 定員数 50名程度
- エ 開催回数 6回

6 委託契約額等

(1) 委託契約の限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 委託料に含まれるもの

- ア 企画提案書に基づく委託業務のすべて、呉市等との打合せに関する費用を含むものとする。
- イ シンポジウム等の会場は、市が提示する場所以外を提案することも可能。ただし、市が提示する会場以外を使用する場合は、会場の使用料を含むものとする。

7 業務内容

(1) シンポジウム等の企画提案

受託者は、市が開催するシンポジウム等について、効果的かつ円滑に実施できるよう、企画提案や必要な助言を行う。

また、シンポジウム等の効果や満足度などが測れるよう、アンケート調査について提案・実施し、集計結果を報告する。

ア 提案書に盛り込む企画

(ア) シンポジウムについて

AIに関する講演会とAIの技術紹介を行うブースの設置を行うものとし、両者を同日、同会場で開催すること。

また、シンポジウム会場は呉市内とし、それぞれ次の内容を盛り込むこと。

- ① 講演会のテーマはAIの普及に寄与するものであること
- ② ブースは最低10ブース以上の出展を要するものとし、AIに関する企業が技術紹介を行うものであること（ブース出展者からブース出展料を徴することは妨げないが、事業収入として支出から差し引くこと。）。

(イ) セミナーについて

委託期間中に6回のセミナーを開催することとし、次の内容を踏まえテーマ及び講師等を提案すること。

また、セミナー会場は呉市内とすること。

- ① 毎回異なる参加者が参加することを想定したものであること。
- ② 受講者のAIに関する理解度が多様であることを想定した難易度であること。

イ その他、企画全般についての留意事項は次のとおりである。

- ・適切な人員配置などを行い、安全対策に万全を期すこと。
- ・必要に応じて、手話通訳を配置すること。
- ・講師等の出演者を招く場合、出演依頼は受託者が行うこと。
- ・講師等の出演者の謝金及び交通費については、受託者が支払うこと。
- ・講師等の出演者との出演に関する打合せ等は受託者が行うこと。ただし、必要に応じて呉市も参加する。
- ・音響機材の手配及び音響機材を扱える人員を手配すること。
- ・ブースの出展依頼は、受託者が行うこと。

・ブース出展者との打合せ等は，受託者が行うこと。ただし，必要に応じて呉市も参加する。

(2) 参加者を増やすとともに，奨励金申請者の参加を徹底する方法の検討・実施

受託者は，シンポジウム等の参加者を増やすため，市内企業や経済団体等に対し広く呼びかけ，参加が増えるようチラシやポスターの作成・配付を行うとともに，奨励金申請者が確実に参加する方法を検討・実施する。

なお，内容やチラシの数量及び呉市から受託者への奨励金申請者の情報提供の方法については，呉市と協議のうえ決定する。

(3) 参加者の応募受付・会場受付

受託者は，インターネットや電話等で幅広く応募受付を随時行うものとする。

また，応募受付から当日の入場までの運営計画を作成するとともに，A Iシンポジウム当日は，受付が混雑するなど，他の施設利用者や施設の運営の妨げとならないよう，安全で円滑な受付を行うものとする。

(4) シンポジウム等の会場設営・運営

受託者はシンポジウム等を開催するために必要な資材を準備し，講演する者等がスムーズに講演できるよう会場を設営する。なお，効率的に設営するため，可能な限り，会場の設備機器等を使用する。

また，受託者はシンポジウム等の運営に必要な人員（ディレクター，アシスタント，ファシリテーター等）を確保し，進行管理をする。なお，事前に実施計画を作成する。

(5) 動画配信の支援

受託者は，A Iシンポジウムの内容を動画で撮影し，呉市HP上へアップロードできるよう編集し，市へ納品する。

(6) 事業報告書等の作成

事業全体の実施記録を作成するとともに，参加者アンケート結果分析等をまとめて，下記のア及びイに留意し，事業実績報告書として呉市に提出すること。

ア 提出期限 事業が完了した日から起算して10日を経過した日，

又は令和9年1月29日（金）のいずれか早い日まで

イ 事業実績報告書の体裁，部数，提出方法等体裁は次のとおりとし，電子データ（pdf形式及びword形式）で提出すること。

- ①事業実施内容記録
- ②参加者アンケート結果分析
- ③事業実施風景写真
- ④その他，指示するもの

(7) その他

その他，本業務を実施する上で，付随して必要となる業務を行う。

8 委託料の支払い

市は，委託業務の完了を確認した後，支払請求書を受理したときは，その日から起算して30日以内に一括して業務委託料を支払う。

9 その他

- (1) 受託者は、業務の円滑な進行を図るため、呉市と緊密に連携し、誠意をもって本業務を遂行すること。
- (2) 打ち合わせの協議記録等は、協議後、呉市に確認の上、受託者が速やかに作成すること。
- (3) 本業務の成果品における著作権を始めとする一切の権利は呉市に帰属する。
- (4) 本業務において使用するデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については受託者において使用許可を得ること。これを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負う。
- (5) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日呉市条例第30号）を遵守すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし事前に書面により呉市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、呉市と受託者とが協議して定める。